

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

ご契約のしおり／約款 特別勘定のしおり 設計書

契約者が法人となる場合は、次の資料をあわせてご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

預金等受入金融機関を募集代理店としてこの保険にご加入されるお客さまへ

- この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険のご契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 預金等受入金融機関がこの商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめ契約者・被保険者となる方の勤務先等をご申告いただき、ご申告いただいた情報について、預金等受入金融機関の保険募集制限の対象等に該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令等の制限を受けることがあります。

くわしくは、変額保険販売資格および外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人のうち、変額保険販売資格および外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。これらは生命保険協会にて別途定められた規定に基づく販売資格です。募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。



通貨選択型変額終身保険(積立利率更改型定額部分付)

契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)

ご契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。



この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

- 特別勘定の運用実績や解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる可能性があります。
- 契約通貨建てで最低保証されている金額が、為替レートの変動により、円建てでは元本割れする可能性があります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

マニユライフ生命保険株式会社



投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間 9:00~17:00(土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

MLJ(PTD)24100803(MGAI-660458-2402)

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社

商 号：マニユライフ生命保険株式会社

本社所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー 30階

連絡先：投資型商品カスタマーセンター TEL：0120-925-008

ホームページ：www.manulife.co.jp

2 この保険のしくみと特徴

- この保険の名称(正式名称)は、通貨選択型変額終身保険(積立利率更改型定額部分付)です。
- この保険は、一時払保険料を積立利率により増加する定額部分の積立金と特別勘定の運用実績によって変動(増減)する変額部分の積立金に分けて運用するしくみの外貨建ての変額終身保険です。
- 被保険者が死亡された場合に、死亡保険金をお支払いします。
- 一時払保険料や保険金等の金銭の授受は、契約通貨で行います。契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。
※契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 契約時に、目標額を設定し円建てでの運用成果の確保を目指す「ターゲットタイプ」または定期的に契約通貨建てで引出金を受け取る「定期引出タイプ」のいずれかを選択いただきます。「ターゲットタイプ」には「目標到達時円建終身保険移行特約」、「定期引出タイプ」には「変額部分積立金定期引出特約」があらかじめ付加されています。
※くわしくは、P.5～P.7「3.付加いただける主な特約」をご覧ください。
- 解約控除適用期間中は、法人から個人への契約者変更ができません。

- 定額部分は、契約日または積立利率更改日における積立利率を適用し、その積立利率の積立利率適用期間^{*1}の満了日の積立金額が契約日または積立利率更改日に確定する部分のことをいいます。契約時の定額部分の積立金額は、一時払保険料、積立利率および契約時に選択いただく一時払保険料最低保証割合^{*2}に基づいて計算します。

$$\text{契約時の定額部分の積立金額} = \text{一時払保険料} \times \frac{\text{一時払保険料最低保証割合}}{(1 + \text{契約日の積立利率})^{\text{積立利率適用期間}}}$$

変額部分は、特別勘定で運用します。契約時の変額部分の積立金額は、一時払保険料から定額部分の積立金額を引いて計算します。

$$\text{契約時の変額部分の積立金額} = \text{一時払保険料} - \text{契約時の定額部分の積立金額}$$

積立金額は、**定額部分の積立金額と変額部分の積立金額の合計額**になります。

- *1 契約時に10年または15年のいずれかを選択いただきます。ただし、「ターゲットタイプ」で一時払保険料最低保証割合110%または「定期引出タイプ」は15年のみです。契約後に積立利率適用期間を変更することはできません。
- *2 契約時に「ターゲットタイプ」は100%または110%のいずれかを選択いただきます。「定期引出タイプ」は105%のみです。



最初の積立利率適用期間満了日における積立金額は、契約時に選択された一時払保険料最低保証割合に基づき、契約通貨建てで最低保証されます。そのため、円に換算した場合、為替レートによってはお払い込みいただいた金額の円換算額(円でお払い込みいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。

●積立利率は定額部分の積立金に付利する利率のことで、マニライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日および積立利率更改日における積立利率がその積立利率の積立利率適用期間にわたって適用されます。契約通貨および積立利率適用期間により、設定される積立利率は異なります。

※積立利率は、年0.05%が最低保証されます。
※指標金利は、契約通貨に応じて定められています。

契約通貨	指標金利
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル - 米ドル買値(SOFR*)
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

* SOFR (ソファ):[Secured Overnight Financing Rate]の略で、米国の銀行間取引の指標となる金利です。
※使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。

●積立利率は、死亡保険金の最低保証のための費用および保険契約の締結・維持に必要な費用である定額部分の保険関係費を、あらかじめ差し引いて設定されます。



積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りではありません。
積立利率とは、一時払保険料を変額部分の積立金と定額部分の積立金に分けたうちの、定額部分の積立金に適用される利率をいいます。
定額部分の積立金が積立利率で運用されます。また、積立利率は積立利率適用期間が満了するたびに更改されます。したがって、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りではありません。



この保険にはリスクがあります。

■運用のリスクについて

株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額や解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

■解約のリスクについて

市場価格調整を行うため、金利変動により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

■為替のリスクについて

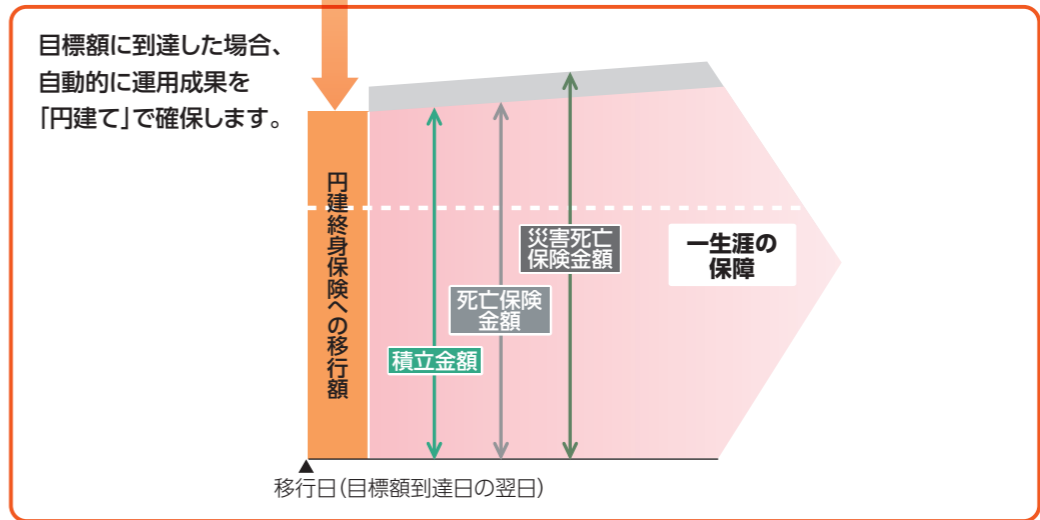
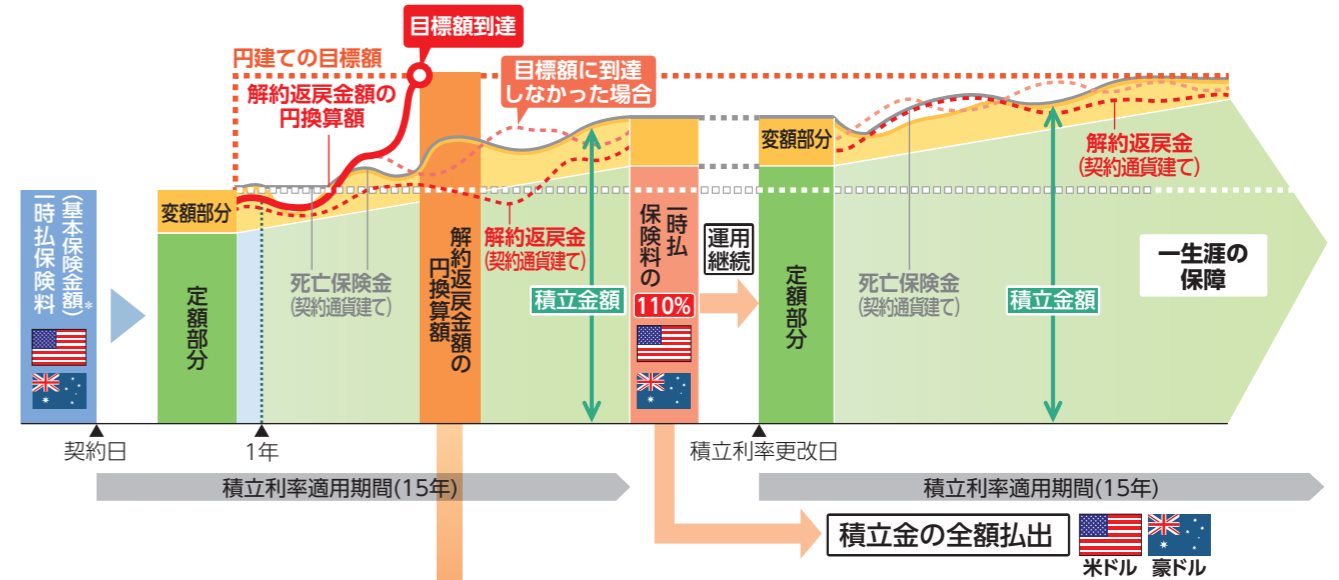
保険料の払込通貨で換算した死亡保険金額などが、為替変動により、払込みいただいた金額を下回ることがあります。

■変額部分の積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なりますので、ご注意ください。

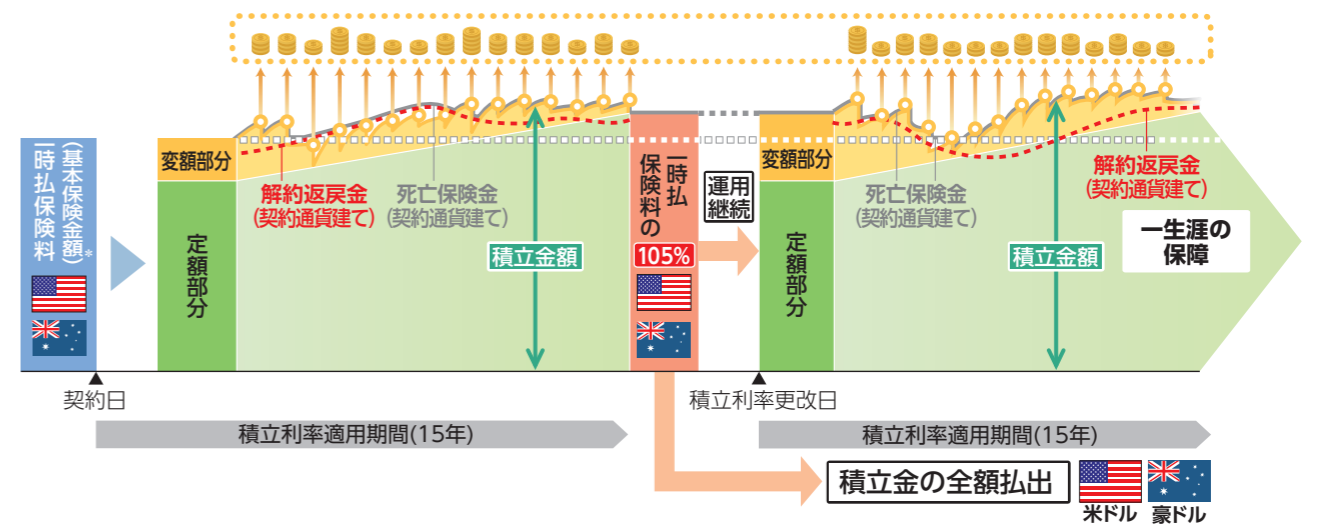
くわしくは、P.17「この保険にはリスクがあります」(注意喚起情報)をご覧ください。

【イメージ図】

「ターゲットタイプ」(一時払保険料最低保証割合110%を選択した場合)



「定期引出タイプ」



*基本保険金額は、死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額になります。

3 付加いただける主な特約

※くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

保険料の払込通貨に関する特約

- 保険料円入金特約B型
- 保険料米ドル入金特約B型
- 保険料ユーロ入金特約B型
- 保険料豪ドル入金特約B型
- 保険料ニュージーランドドル入金特約B型

保険料を契約通貨と異なる通貨(円・米ドル・ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル)でお払い込みいただける特約です。

この場合、契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただいた保険料相当額を下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートをを用いて契約通貨建ての保険料を計算します(くわしくは、P.14 ~ P.17「この保険にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください)。

※これらの特約を重複して付加することはできません。

対象	換算基準日
保険料	マニライフ生命が契約通貨と異なる通貨での保険料相当額を受領する日

※契約通貨と異なる通貨での保険料相当額を契約通貨建ての保険料に計算する為替レートは、営業日毎に変動します。換算基準日の為替レートが適用されますので、換算基準日当日中にマニライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、送金してください。

目標到達時円建終身保険移行特約

解約返戻金額を円に換算した金額が、あらかじめ設定された目標額に到達した場合に、円建終身保険へ自動的に移行する特約です。

●目標額は、契約者に選択いただく110%・120%・130%・140%・150%・200%のいずれかの目標値を下表の円換算一時払保険料に乗じた金額となります。

保険料の払込通貨	円換算一時払保険料	
円	お払い込みいただいた金額	
米ドル・ユーロ・豪ドル・ ニュージーランドドル	保険料の払込通貨と契約通貨が同じ場合	一時払保険料をマニライフ生命が受領した日におけるマニライフ生命の定める為替レート*を用いて円換算した金額
	保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合	保険料の払込通貨による払込額をマニライフ生命が受領した日におけるマニライフ生命の定める為替レート*を用いて円換算した金額

*目標額を設定する際の円換算一時払保険料を計算するために用いる為替レートは、マニライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)となります。

●円建終身保険への移行日前は、契約者の申し出により、目標値を変更することにより目標額を変更することができます。ただし、この特約のみを解約することはできません。
※変更する目標額は、変更時の解約返戻金額を円に換算した金額より大きい金額とします。

●契約日の1年経過後の契約応当日よりマニライフ生命が指定する金融機関の営業日において、解約返戻金額をその日のマニライフ生命の定める為替レート*により円に換算した金額が目標額以上となった場合には、その翌日を移行日として、円建終身保険に移行します。円建終身保険へ移行後は、外貨でのお取り扱いはしません。

*目標額への到達を判定する際の解約返戻金額の円換算額を計算するために用いる為替レートは、マニライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する契約通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)-50銭となります(くわしくは、P.14 ~ P.17「この保険にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください)。

●円建終身保険の積立金は、移行日以後、マニライフ生命の定める利率(契約日および積立利率更改日に設定されている積立利率とは異なります)による利息をつけて積み立てます。

※「目標到達時円建終身保険移行特約」と「変額部分積立金定期引出特約」を重複して付加いただくことはできません。

変額部分積立金定期引出特約

契約日の1年経過後以降の毎年の年単位の契約応当日(定期引出金支払日)に被保険者が生存している場合、変額部分の積立金の一部を契約通貨建ての定期引出金として、契約者にお支払いする特約です。

●定期引出金は、次の算式により計算します。

$$\text{定期引出金額} = \frac{\text{定期引出金支払日前日の変額部分の積立金額}}{(\text{定期引出金支払日から積立利率適用期間満了日までの年数} + 1)}$$

●定期引出金をお支払いした場合でも、基本保険金額は減りません。

●「変額部分積立金定期引出特約」が付加されたご契約には、「積立利率更改時積立金額再配分特約」があらかじめ付加されています。

※この特約のみを解約することはできません。

※「目標到達時円建終身保険移行特約」と「変額部分積立金定期引出特約」を重複して付加いただくことはできません。

積立利率更改時積立金額再配分特約

積立利率更改日ごとに、その積立利率更改日を含む積立利率適用期間の満了時の定額部分の積立金額が一時払保険料に対して一定割合となるよう、積立金を定額部分の積立金と変額部分の積立金に再配分する特約です。

- 積立利率更改日前にマニュアル生命の定める取扱範囲で、次に到来する積立利率適用期間に適用する一時払保険料最低保証割合を契約者に再度選択いただきます。なお、契約時および積立利率更改時に選択いただいた一時払保険料最低保証割合を下回することはできません。
- 積立利率更改日始の定額部分および変額部分の積立金額は、次の算式により計算します。

$$\text{積立利率更改日始の定額部分の積立金額} = \text{一時払保険料} \times \frac{\text{一時払保険料最低保証割合}}{(1 + \text{積立利率更改日の積立利率})^{\text{積立利率適用期間}}}$$

$$\text{積立利率更改日始の変額部分の積立金額} = \text{積立利率更改日始の積立金額} - \text{積立利率更改日始の定額部分の積立金額}$$

- 積立利率更改日前日の定額部分の積立金額から、積立利率更改日始の定額部分の積立金額を差し引いた金額を、積立利率更改日の前日末に特別勘定に繰り入れます。

※この特約は、「定期引出タイプ」にはあらかじめ付加されています。「ターゲットタイプ」には付加いただくことはできません。

※この特約のみを解約することはできません。

円支払特約D型

契約通貨建ての保険金等を下表の換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートをを用いて円でお支払いする特約です。

※円に換算するために用いる為替レートについては、P.14～P.17「この保険にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください。

- 保険金等のご請求の際に、その受取人の申し出により、この特約を付加することができます。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*1
積立金の全額払出*2	積立利率適用期間満了日の翌営業日
死亡保険金	請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日
変額部分積立金定期引出特約による定期引出金	定期引出金支払日または請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日のいずれか遅い日

*1 書類の提出以外の方法(マニュアル生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日

*2 積立利率適用期間の満了日に限り「積立金の全額払出」を行うことができます。くわしくは、P.10～P.12「6.解約返戻金」をご覧ください。

※この特約を付加して契約通貨建ての保険金等を円を受け取る場合、換算基準日における為替レートにより円に換算した金額が、契約時の為替レートにより一時払保険料を円に換算した金額を下回る場合があります。

4 特別勘定

■特別勘定群および特別勘定の種類と選択

- この保険では、運用方針の異なる2つの特別勘定をグループ化した特別勘定群を設定しています。
- お申込みの際に特別勘定群を選択いただけます。
- 選択いただいた特別勘定群のなかから、一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を繰入れる特別勘定を選択できます。
- 各特別勘定への繰入割合は100%となります。

※選択した特別勘定群を変更することはできません。

※将来、特別勘定群に特別勘定を新設することがあるほか、すでに設定されている特別勘定を廃止することがあります。

※主な投資対象となる指数連動債券は、今後変更することがあります。

特別勘定群	契約通貨	特別勘定名	主な投資対象となる指数連動債券	指数連動債券の発行体
H3型	米ドル	世界バランスI型(米ドル)	ダイナミックベータ戦略連動債券(米ドル) (適格機関投資家専用)	BNPパリバ・イシュアンスB.V.
		日米株式エンハンス運用型(米ドル)	日米株式エンハンス戦略連動債券(米ドル) (適格機関投資家専用)	SGイシューア
H4型	豪ドル	世界バランスI型(豪ドル)	ダイナミックベータ戦略連動債券(豪ドル) (適格機関投資家専用)	BNPパリバ・イシュアンスB.V.
		日米株式エンハンス運用型(豪ドル)	日米株式エンハンス戦略連動債券(豪ドル) (適格機関投資家専用)	SGイシューア

■運用方針

- 各特別勘定の運用方針は次の通りです。

※運用方針は、今後変更することがあります。

〔世界バランスI型(米ドル・豪ドル)〕

株式投資の魅力に応じ、「株式」と「資産分散」へ投資配分を切り替えるポートフォリオのリターンとして算出される参照指数に連動する債券に投資し、中長期的に安定的な特別勘定資産の成長を目指します。

〔日米株式エンハンス運用型(米ドル・豪ドル)〕

主に、日本および米国の株価指数に約1.5倍のレバレッジをかけて投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。

さらに米国株式市場の日中の急落または急騰時に機動的に日中売買戦略を活用し収益の獲得を目指します。

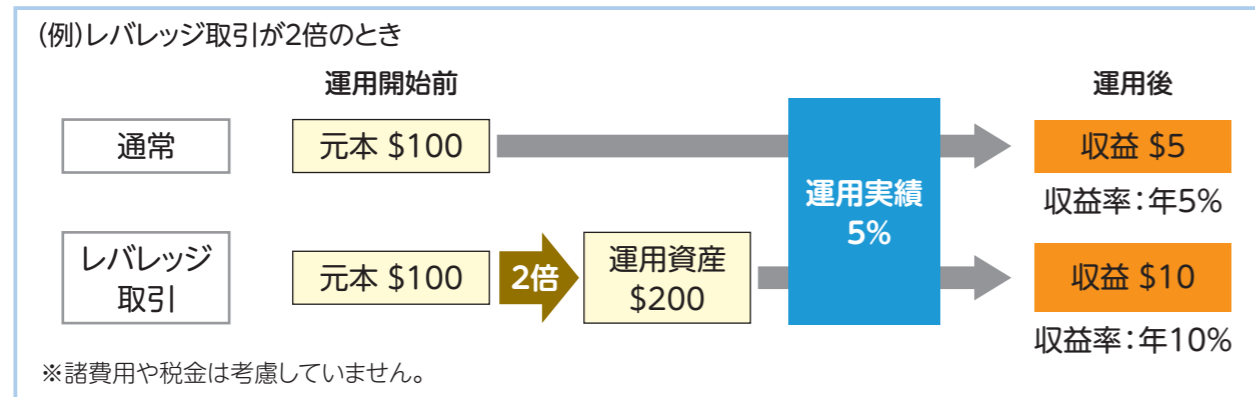
→ 参照 くわしくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

■運用手法

- 各特別勘定の運用手法は次の通りです。
 - 〔世界バランスI型（米ドル・豪ドル）〕
最大約3倍まで大きく投資できる、レバレッジ取引を行います。
少ない金額で効果的な運用を行い、積極的に収益の獲得を目指します。
 - 〔日米株式エンハンス運用型（米ドル・豪ドル）〕
日米株式ポートフォリオに約1.5倍のレバレッジをかけて運用します。
米国株式市場に大きな値動きが見られた場合には日中売買ポートフォリオを構築し、最大で約3倍のレバレッジをかけて運用します。

→ 参照 くわしくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

【レバレッジ取引のイメージ図】



レバレッジ取引により、**大きな損失となることもあります**。変額部分がゼロになる可能性があります。ただし、それ以上マイナスになることはなく、定額部分に影響はありません。

■変額部分の積立金の移転（スイッチング）

- 特別勘定での運用中、選択いただいた特別勘定群のなかでいつでもスイッチングをすることができます。
- 各特別勘定への繰入割合は100%となります。
- 1保険年度につき、12回までは手数料なしでスイッチングができます。
 - ※13回以上は、1回のスイッチングにつき25米ドルまたは25豪ドルの手数料がかかります。
 - ※スイッチング手数料は、移転元の特別勘定から差し引きます。
 - ※選択いただいた特別勘定群に含まれない特別勘定については、スイッチングをすることはできません。
 - ※特別勘定の種類によっては、基準となる指標やリスクの種類が変わります。

■特別勘定資産の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を変額部分の積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次の通りとします。ただし、この評価方法は、将来変更することがあります。
 - ・有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
 - ・上記以外の資産については、原価法によるものとします。

※為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

■特別勘定への繰入日

- 契約日から8日目末

5 保障内容

- 被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の基本保険金額、積立金額または解約返戻金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人



契約通貨建ての死亡保険金を円に換算した場合、為替レートによってはお払い込みいただいた金額の円換算額(円でお払い込みいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。

※ P.7 「3.付加いただける主な特約」の「円支払特約D型」をあわせてご確認ください。

- 「ターゲットタイプ」で、被保険者が円建終身保険への移行後に次の支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の積立金額	死亡保険金受取人
災害死亡保険金	不慮の事故*を直接の原因としてその事故の日を含めて180日以内に死亡されたとき、または感染症*により死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の積立金の1.1倍相当額	

*くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

※死亡保険金と災害死亡保険金は、重複してお支払いしません。

※支払事由に該当し、死亡保険金または災害死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※保険金をお支払いできない場合については、P.20 「5.保険金をお支払いできない場合」(注意喚起情報)および「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

6 解約返戻金

- 契約者は、いつでも将来に向かってご契約を解約することができます。その場合には、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。
- 解約返戻金額は、解約計算基準日(マニユライフ生命が解約の請求書類を受け付けた日*)における積立金額、市場価格調整率および解約控除額に基づいて計算します。

* 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

$$\begin{aligned} \text{解約返戻金額} &= \text{定額部分の積立金額} \times \text{市場価格調整率} + \text{変額部分の積立金額} - \text{解約控除額} \\ \text{解約控除額} &= \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率} \end{aligned}$$

次のページへ続く

●変額部分の積立金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。

市場価格調整率

運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

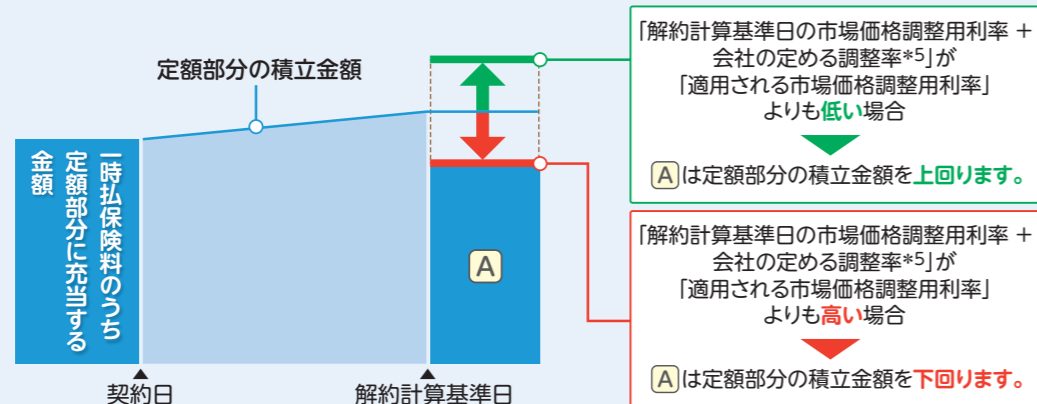
市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{適用される市場価格調整用利率}^{*1}}{1 + \text{解約計算基準日の市場価格調整用利率}^{*2} + \text{会社の定める調整率}^{*3}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*4}}{12}}$$

- *1 契約日または積立利率更改日の積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値となります。
- *2 解約計算基準日を契約日として、このご契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に、その新たなご契約の契約日に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値を指します。
- *3 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニユライフ生命が定めた率です。
- *4 残存月数は、解約計算基準日からその日を含めて次に到来する積立利率更改日の前日までの月数(月数未満切り上げ)となります。

【市場価格調整による

A 定額部分の積立金額に市場価格調整を適用して計算される金額(解約控除適用前) **の変動イメージ**



*5 「会社の定める調整率」により、適用される市場価格調整用利率と解約計算基準日の市場価格調整用利率が同じ場合であっても、Aは定額部分の積立金額を下回ります。なお、この場合、契約日からの経過年数が短い(残存月数が長い)ほどAは大きく減少します。

【契約を解約した場合の市場価格調整率の例】

契約日の積立利率:年2.5%、契約日の市場価格調整用利率:年3.0%、
解約計算基準日の市場価格調整用利率:年3.0%、会社の定める調整率:0.1%、
積立利率適用期間:15年の場合

契約日からの経過年数*6	1年	3年	5年	7年	9年	11年	13年	15年
市場価格調整率	98.60%	98.80%	99.00%	99.19%	99.39%	99.59%	99.79%	99.99%

*6 契約日から毎年の契約応当日の前日までの期間とします。
*例示の市場価格調整率は、毎年の契約応当日の前日を解約計算基準日とした場合の率です。

解約控除

解約時に、積立利率適用期間および契約日からの経過年数に応じて、基本保険金額に下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

〈積立利率適用期間10年の場合〉

契約日からの経過年数	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超6年以内	6年超7年以内	7年超8年以内
解約控除率	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%

契約日からの経過年数	8年超9年以内	9年超10年以内	10年超
解約控除率	2.0%	1.0%	0.0%

〈積立利率適用期間15年の場合〉

契約日からの経過年数	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超6年以内	6年超7年以内	7年超8年以内
解約控除率	10.0%	9.3%	8.7%	8.0%	7.3%	6.7%	6.0%	5.3%

契約日からの経過年数	8年超9年以内	9年超10年以内	10年超11年以内	11年超12年以内	12年超13年以内	13年超14年以内	14年超15年以内	15年超
解約控除率	4.7%	4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	0.0%



ご注意

解約返戻金額は、市場価格調整率および運用実績に応じて毎日変動(増減)します。また、定額部分の積立金額に市場価格調整率を乗じた金額および変額部分の積立金額から、契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。したがって、**解約返戻金に最低保証はありませんので、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

●円建終身保険へ移行後にご契約を解約した場合、解約計算基準日の積立金額をお支払いします。解約返戻金には市場価格調整は適用されません。また、解約控除のご負担はありません。なお、解約した場合、ご契約は消滅します。

積立金の全額払出

●積立利率適用期間の満了日に限り、積立金の全額払出を行うことができます。この場合、市場価格調整は適用されません。また、解約控除のご負担はありません。なお、積立金の全額払出を行った場合、ご契約は消滅します。

●積立金の全額払出をする場合の支払額は、積立利率適用期間満了日の積立金額(契約通貨建て)となります。
*積立金の全額払出を行うときは、積立利率適用期間の満了日の前日までに、マニユライフ生命に請求書類を提出してください。

***解約返戻金額、積立金の全額払出の試算額等は、最新の「設計書」をご確認ください。**

7 引き受け条件

タイプ	ターゲットタイプ		定期引出タイプ		
一時払保険料最低保証割合	100%	110%	105%		
積立利率適用期間	10年または15年	15年	15年		
被保険者の契約年齢	15歳～80歳	15歳～87歳	15歳～75歳		
最低保険料	米ドル		豪ドル		
	20,000米ドル		20,000豪ドル		
最高保険料	5億円相当額* *マニユライフ生命の定める為替レートで基本保険金額(一時払保険料)を円に換算し、5億円を超えることはできません。				
保険料の払込通貨の取扱単位	円	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル
	10,000円	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル
	※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。				
保険料の払込方法	一時払のみ ※マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。				
保険期間	終身				

- ご契約の具体的な内容については、「契約申込書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)」にて契約内容を必ずご確認ください。
- お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用されます。**15日・月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。**
- 金融情勢等の影響により、契約通貨等によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

8 契約者配当金

この保険には、契約者配当金はありません。

9 諸費用

この保険にかかる費用は、保険関係費(定額部分の保険関係費および変額部分の保険関係費)および運用関係費の合計額になります。そのほか、解約控除、外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用、スイッチング手数料がかかる場合があります。

※くわしくは、P.14～P.17「この保険にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項については「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険にかかる費用は次のとおりです

●保険関係費

- 次の保険関係費をご負担いただきます。

項目	費用	時期	
保険関係費 (死亡保険金の最低保証のための費用、保険契約の締結・維持に必要な費用)	定額部分	マニユライフ生命が定めた金額	積立利率を決定する際に定額部分の保険関係費をあらかじめ差し引きます。
	変額部分	特別勘定の資産総額に対して年率 1.85%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日、変額部分の積立金から控除します。

●運用関係費

- 次の運用関係費をご負担いただきます。

項目	特別勘定	主な投資対象	費用	時期
運用関係費 (特別勘定の運用にかかわる費用)	世界バランスI型 (米ドル・豪ドル)	指数連動債券		レバレッジ取引にかかる費用がかかります。くわしい内容については「金融派生商品の取引にかかる費用の内訳」をご覧ください。
			年率 0.10%*1	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日、指数連動債券の価格において控除します。
	日米株式エンハンス運用型 (米ドル・豪ドル)	指数連動債券		極端な市場環境のリスクヘッジに必要となる費用がかかります。くわしい内容については「金融派生商品の取引にかかる費用の内訳」をご覧ください。
			年率 0.65%*2	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日、指数連動債券が参照する参照指数の計算において控除します。

- *1 特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して(管理費用)
- *2 特別勘定の投資対象となる指数連動債券が参照する参照指数値に対して(参照指数の管理費用)

※上記の管理費用(*1,*2)以外に、金融派生商品の取引にかかる費用等がかかります。これらの費用は特別勘定が保有する債券の価格等から負担するため、基準価格に反映することとなります。

したがって、お客様にはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。

[金融派生商品の取引にかかる費用の内訳]

- 世界バランスI型(米ドル・豪ドル)を選択した場合
レバレッジ取引にかかる費用(特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額を最大約3倍にふやした実質運用資産に対して年率0.70%以内)および参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用など(実質的に有価証券などを売買・保有することに伴う費用)
- 日米株式エンハンス運用型(米ドル・豪ドル)を選択した場合
極端な市場環境のリスクヘッジに必要となる費用(特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額を最大約3倍にふやした実質運用資産に対して年率0.35%)および参照指数の構成要素に配分する際の有価証券などの売買や保有にかかる費用など

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

●解約時にご負担いただく費用

- 解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの場合、解約時に次の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除	この保険の基本保険金額に対して、積立利率適用期間および契約日からの経過年数に応じて、 10.0%～0.7%	解約計算基準日における、定額部分の積立金額に市場価格調整率を乗じた金額と変額部分の積立金額を合計した金額から控除します。

※くわしくは、P.10～P.12「6. 解約返戻金」(契約概要) および「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

※円建終身保険への移行が行われる場合の解約返戻金額の計算の際、解約控除をご負担いただきます。

※円建終身保険への移行後の解約時に解約控除のご負担はありません。

●外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお支払いいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 死亡保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の①の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、②ないし⑥の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「保険料米ドル入金特約B型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお支払いいただく場合
- ②「保険料円入金特約B型」を付加し、一時払保険料を円でお支払いいただく場合
- ③「円支払特約D型」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
- ④「変額部分積立金定期引出特約」および「円支払特約D型」を付加し、定期引出金を円でお支払いする場合
- ⑤「円支払特約D型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
- ⑥「目標到達時円建終身保険移行特約」を付加し、円建終身保険への移行に際して、解約返戻金額を円に換算する場合

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

	項目	契約通貨	
		米ドル	豪ドル
①	「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM-50銭)	
②	「保険料円入金特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM+50銭	
③	「円支払特約D型」の 為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭
④		契約通貨のTTM-50銭	
⑤		契約通貨のTTM-50銭	
⑥	「目標到達時円建終身保険移行特約」の為替レート	契約通貨のTTM-50銭	

※2023年11月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

●スイッチング手数料

- 1 保険年度に12回をこえる変額部分の積立金の移転（スイッチング）を行った場合、次のスイッチング手数料をご負担いただきます。

項目	契約通貨	費用	時期
スイッチング手数料	米ドル	1回のスイッチングにつき 25米ドル	スイッチングの際に移転元の特別勘定の変額部分の積立金から控除します。
	豪ドル	1回のスイッチングにつき 25豪ドル	



この保険にはリスクがあります

■運用のリスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって変額部分の積立金額および解約返戻金額等が変動（増減）します。特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあるため、**株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者が負います。なお、この保険の特別勘定は指数連動債券に投資するため、指数連動債券の発行体および保証会社の信用リスクは、契約者が負います。

■解約のリスクについて

- この保険の定額部分は、市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額に反映させます（市場価格調整）。また、解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの解約には解約控除がかかります。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

■為替リスクについて

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と死亡保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**死亡保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

- 変額部分の積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なりますので、ご注意ください。

1 この商品は生命保険です

- この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。

2 クーリング・オフ制度

ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

- 申込者または契約者は、「申込書を記入していただいた日^{*}」または「一時払保険料相当額をお払い込みいただいた日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額をお返しします。

^{*} 情報端末を利用したお申し込みの場合は、「情報端末によりお申込手続きをいただいた日」をいいます。

- クーリング・オフのお申し出をされた場合、お払い込みいただいた金額を、マニライフ生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨でお返しします。したがって、保険料円入金特約B型の付加の有無により、クーリング・オフに伴いお返しする通貨が異なります（保険料円入金特約B型を付加しない場合は、外貨でお返しします）。

	保険料のお払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いお返しする通貨
保険料円入金特約B型を付加する場合	円 ^{*1}	円 ^{*3}
保険料円入金特約B型を付加しない場合	外貨 ^{*2}	外貨^{*4}

^{*1} 保険料円入金特約B型の付加により所定の費用（通貨の換算に関する費用）が発生します。

^{*2} 金融機関代理店等で円を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からマニライフ生命が指定する口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

^{*3} 円でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。

^{*4} 外貨でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返しするため、当初の資金が円の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下の①から④により、お返しする金額を円に換算した金額が円ベースでは**元本割れすることがあります。**

①円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料 ②外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料

③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料 ④為替差損（益）

クーリング・オフのお申し出方法

次の事項をご記入のうえ^{*1}、マニライフ生命の本社宛てに書面^{*2}によりお申し出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]^{*3}
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

^{*1} 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。
^{*2} お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。
^{*3} 申込者または契約者名義の口座に限ります。
 口座名義人名は、円口座の場合はカタカナで、外貨口座の場合はアルファベットでご記入ください。

記入例

マニライフ生命保険株式会社 御中
 私は契約の申込みの撤回を行います。
 契約者 ○○○○
 申込番号 XXXXXXXXXXX(11桁)
 返金先口座 ○○銀行○○支店
 普通 △△△△△△△△ 口座名義人 ○○○○
 申出日 △年△月△日
 住所 東京都○○区○○町△-△-△
 氏名 ○○○○(自署)

書面(封書)の送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
 東京オペラシティタワー
 マニライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申し出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申し出はできません。

→ 参照 クーリング・オフは、[マニライフ生命ホームページ](http://www.manulife.co.jp)(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

3 告知

- ご契約の締結に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- マニライフ生命の職員またはマニライフ生命で委託した者が、死亡保険金等のご請求の際に保険契約のお申し込み内容またはご請求内容等についてご確認にお伺いすることがあります。

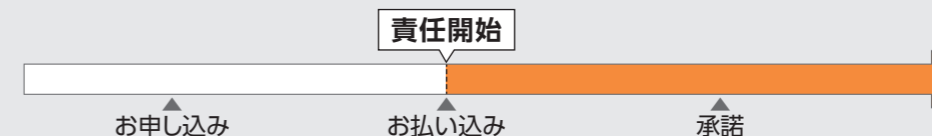
4 保障の開始(責任開始期)

保障の責任は、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した時から開始します。

- お申し込みいただいたご契約をマニライフ生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した時(責任開始期)から、マニライフ生命は契約上の責任を開始します。この保険では、その日を契約日とします。

責任開始の例

- マニライフ生命の承諾前にお払い込みがあった場合



- マニライフ生命の承諾後にお払い込みがあった場合



- 生命保険募集人は、お客様とマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険金の免責事由に該当した場合
 - 例 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、死亡保険金受取人等の故意による支払事由該当等
- 重大事由によりご契約が解除された場合
 - 例 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合
- 保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

6 解約返戻金

- 解約に関する詳しい内容については、P.10 ~ P.12 「6. 解約返戻金」(契約概要)に記載していますのでご覧ください。

7 新たなご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります。

●現在のご契約を解約するときは、一般的に次の点について不利益となります。

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たなご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の発病の場合等には、保険金・給付金等が支払われないことがあります。

8 保険料を契約通貨と異なる通貨で払い込む場合等のご留意事項

●保険料の払込通貨に関する特約のいずれかを付加し、保険料を契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただく場合、以下の点にご注意ください。

- お払い込みいただく保険料相当額を契約通貨建ての保険料に換算する為替レートは、マニライフ生命所定の為替レートです。当レートは営業日毎に変動します。
- 適用される為替レートは、お払い込みいただく保険料相当額をマニライフ生命が受領する日の為替レートとなりますので、換算基準日当日中にマニライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、送金してください。

●保険料(保険料の払込通貨に関する特約のいずれかを付加した場合は、保険料相当額)を外貨でお払い込みいただいた場合で、クーリング・オフされたときまたはご契約を引き受けできなかったときは、お払い込みいただいた金額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。その場合、以下の点にご注意ください。

- 外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- お返しした外貨を円に換算した場合、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。

9 特別勘定群

●通貨選択型変額終身保険(積立利率更改型定額部分付)では、1または2以上の特別勘定をグループ化した特別勘定群を販売窓口ごとに設定することがあります。

●契約者は、お申し込みの際に当窓口の特別勘定群を指定するものとします。一時払保険料のうち変額部分に充当する金額の繰り入れや変額部分の積立金の移転(スイッチング)は、契約者が指定した特別勘定群の特別勘定に限られます。

※指定した特別勘定群を変更することはできません。

●当窓口以外の特別勘定群および特別勘定に関しては、マニライフ生命投資型商品カスタマーセンターにお問い合わせください。

マニライフ生命
投資型商品カスタマーセンター TEL.0120-925-008

お問い合わせ時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

●各特別勘定に関するくわしい内容(特別勘定の種類、運用方針等)については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

10 税務のお取り扱い

税務上の換算レート

●この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取り扱いについては、日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取り扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
積立金の全額払出	所得税(一時所得)	積立利率適用期間の満了日	TTM
死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
定期引出金	所得税(雑所得)	定期引出金支払日	TTM

*1 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

*2 「保険料米ドル入金特約B型」等を付加し、一時払保険料相当額を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただいた場合、一時払保険料は、そのお払い込みいただいた金額を保険料受領日におけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。また、「保険料円入金特約B型」を付加し、一時払保険料相当額を円でお払い込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払い込みいただいた金額が基準となります。

●「円支払特約D型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金等は下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*
積立金の全額払出	積立利率適用期間満了日の翌営業日
死亡保険金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*の翌営業日
定期引出金	定期引出金支払日または請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*の翌営業日のいずれか遅い日

* 書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日

契約時

●お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

※一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

解約時および積立金の全額払出時(差益がある場合)

●所得税(一時所得) + 住民税

次のページへ続く

死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

【ご参考】一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = (\text{収入} - \text{必要経費} (\text{一時払保険料等}) - \text{特別控除} (50\text{万円})) \times 1/2$$

定期引出金受取時

●所得税(雑所得) + 住民税

定期引出金の額は生命保険契約に基づく給付であるため、終身年金として所得税法の規定が適用されます。したがって、毎年支払われる定期引出金額から必要経費^{*1}を差し引いた金額が所得税(雑所得)の課税対象となります。

*1 必要経費は、以下の通り計算されます。

$$\text{必要経費} = \frac{\text{その年に支払を受ける定期引出金額}^{*2}}{\left[\frac{\text{一時払保険料}^{*3}}{\text{第1回の定期引出金額}^{*2} \times \text{被保険者の余命年数}^{*4} + \text{死亡保険金額}^{*2*5}} \right]} \times \text{定期引出金額}^{*2}$$

*2 「円支払特約D型」を付加しない場合は、契約通貨のTTMで円換算した金額

*3 「保険料円入金特約B型」を付加しない場合は、保険料領収日のTTMで円換算した金額

*4 第1回の定期引出金支払日における被保険者の余命年数(所得税法施行令第82条の3別表)

*5 第1回の定期引出金支払日における死亡保険金額

※小数第3位以下を切り上げ

税務上のお取り扱いについては、2023年8月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が合わせて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

11 戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合

●戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない期間(取引停止期間)中は、一部のお手続きについて、延期または停止等を行うことがあります。

※くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

12 信用リスクと生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

●マニユライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、
生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL. 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

13 保険金のお支払いに関するお手続き等

●お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニユライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。

●支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり/約款」、マニユライフ生命ホームページに記載していますので、あわせてご確認ください。

●マニユライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、マニユライフ生命投資型商品カスタマーセンターに必ずご連絡ください。

●保険金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはマニユライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。

※くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

14 各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

マニライフ生命へのお問い合わせ

生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。

マニライフ生命 投資型商品カスタマーセンター

TEL.0120-925-008

お問い合わせ時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

アフターサービス



お電話

マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008 受付時間9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 積立利率、「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート、「円支払特約D型」の為替レート 等
- 契約内容のご照会、ご変更 ● 各種お手続きのご案内 ● 各種お手続き書類のご請求 等



Web

マニライフ生命のホームページ www.manulife.co.jp

- 積立利率等の利率、「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート、「円支払特約D型」の為替レート 等
- 住所変更のお手続き、改姓や控除証明書再発行等に必要な書類のご請求
- 死亡保険金ご請求のための請求書類のダウンロード、または郵送のお申し込み 等



お知らせ

運用レポートのお知らせ 各種レポートを契約者にお知らせします。

- 「四半期運用実績のお知らせ」(年4回:3月・6月・9月・12月末の情報)
- 「クォーターリーパフォーマンスレポート」(年4回:3月・6月・9月・12月末の情報)
- 「(特別勘定)決算のお知らせ」(年1回:3月末の情報)

お客様の個人情報の お取扱い

マニライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

「犯罪収益移転防止法」に もとづく取引時確認

マニライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項(氏名・住所・生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行っています。

→ 参照 くわしくは「ご契約のしおり／約款」、マニライフ生命ホームページの個人情報保護方針、「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認等に関するお問い合わせをご覧ください。